地方公務員の育児休業等に関する法律の一部改正に伴う関係条例の整備 に関する条例をここに公布する。

令和7年10月1日

瀬戸市長 川本雅之

瀬戸市条例第27号

地方公務員の育児休業等に関する法律の一部改正に伴う関係条例の 整備に関する条例

(瀬戸市職員の育児休業に関する条例の一部改正)

第1条 瀬戸市職員の育児休業に関する条例 (平成4年瀬戸市条例第4号 ) の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下 線で示すように改正する。

改正後	改正前
-----	-----

(部分休業をすることができない職員)

- 第15条 育児休業法第19条第1項の条例で定|第15条 育児休業法第19条第1項の条例で定 める職員は、次に掲げる職員とする。
  - (1) <省略>
  - (2) 勤務日の日数を考慮して規則で定める非常 勤職員以外の非常勤職員(地方公務員法第2 2条の4第1項に規定する短時間勤務の職を 占める職員を除く。次条において同じ。)

(第1号部分休業の承認)

げる範囲内で請求する同条第1項に規定する部 分休業(以下「第1号部分休業」という。)の 承認は、30分を単位として行うものとする。

(部分休業をすることができない職員)

- める職員は、次に掲げる職員とする。
  - (1) <省略>
  - (2) 勤務日の日数及び勤務日ごとの勤務時間を 考慮して規則で定める非常勤職員以外の非常 勤職員(地方公務員法第22条の4第1項に 規定する短時間勤務の職を占める職員(次条 において「定年前再任用短時間勤務職員等」 という。)を除く。)

(部分休業の承認)

第16条 育児休業法第19条第2項第1号に掲 |第16条 部分休業(育児休業法第19条第1項 に規定する部分休業をいう。以下同じ。) の承 認は、勤務時間条例第2条から第5条までに規 定する正規の勤務時間(非常勤職員(定年前再 任用短時間勤務職員等を除く。以下この条にお

- 2 労働基準法第67条の規定による育児時間(|2 労働基準法第67条の規定による育児時間( 以下「育児時間」という。)又は勤務時間条例 第15条の2第1項の規定による介護時間の承 認を受けて勤務しない職員(非常勤職員を除く 。) に対する第1号部分休業の承認については 、1日につき2時間から当該育児時間又は当該 介護時間の承認を受けて勤務しない時間を減じ た時間を超えない範囲内で行うものとする。
- 3 非常勤職員に対する第1号部分休業の承認に 3 非常勤職員に対する<u>部分休業</u>の承認について ついては、1日につき、当該非常勤職員につい て1日につき定められた勤務時間から5時間4 5分を減じた時間を超えない範囲内で(当該非 常勤職員が育児時間又は育児休業、介護休業等 育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する 法律(平成3年法律第76号)第61条の2第 20項の規定による介護をするための時間(以 下「介護をするための時間」という。)の承認 を受けて勤務しない場合にあっては、当該時間 を超えない範囲内で、かつ、2時間から当該育 児時間又は当該介護をするための時間の承認を 受けて勤務しない時間を減じた時間を超えない 範囲内で)行うものとする。

(第2号部分休業の承認)

- 第16条の2 育児休業法第19条第2項第2号 に掲げる範囲内で請求する同条第1項に規定す る部分休業(以下「第2号部分休業」という。 ) の承認は、1時間を単位として行うものとす る。ただし、次の各号に掲げる場合にあっては 、それぞれ当該各号に定める時間数の第2号部 分休業を承認することができる。
  - (1) 1回の勤務に係る日ごとの勤務時間に分を 単位とした時間がある場合であって、当該勤

- いて同じ。) にあっては、当該非常勤職員につ いて定められた勤務時間)の始め又は終わりに おいて、30分を単位として行うものとする。
- 以下「育児時間」という。)又は勤務時間条例 第15条の2第1項の規定による介護時間の承 認を受けて勤務しない職員(非常勤職員を除く 。) に対する部分休業の承認については、1日 につき2時間から当該育児時間又は当該介護時 間の承認を受けて勤務しない時間を減じた時間 を超えない範囲内で行うものとする。
- は、1日につき、当該非常勤職員について1日 につき定められた勤務時間から5時間45分を 減じた時間を超えない範囲内で(当該非常勤職 員が育児時間又は育児休業、介護休業等育児又 は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律( 平成3年法律第76号)第61条の2第20項 の規定による介護をするための時間(以下「介 護をするための時間」という。)の承認を受け て勤務しない場合にあっては、当該時間を超え ない範囲内で、かつ、2時間から当該育児時間 又は当該介護をするための時間の承認を受けて 勤務しない時間を減じた時間を超えない範囲内 で)行うものとする。

務時間の全てについて承認の請求があったと き 当該勤務時間の時間数

(2) 第2号部分休業の残時間数に1時間未満の 端数がある場合であって、当該残時間数の全 てについて承認の請求があったとき 当該残 時間数

<u>(育児休業法第19条第2項の条例で定める1</u> 年の期間)

第16条の3 育児休業法第19条第2項の条例 で定める1年の期間は、毎年4月1日から翌年 3月31日までとする。

<u>(育児休業法第19条第2項第2号の人事院規</u> <u>則で定める時間を基準として条例で定める時間</u> <u>)</u>

- 第16条の4 育児休業法第19条第2項第2号 の人事院規則で定める時間を基準として条例で 定める時間は、次の各号に掲げる職員の区分に 応じ、当該各号に定める時間とする。
  - (1) 非常勤職員以外の職員 77時間30分
  - (2) 非常勤職員 当該非常勤職員の勤務日1日 当たりの勤務時間数に10を乗じて得た時間 (育児休業法第19条第3項の条例で定める特別の事情)
- 第16条の5 育児休業法第19条第3項の条例 で定める特別の事情は、配偶者が負傷又は疾病 により入院したこと、配偶者と別居したことそ の他の同条第2項の規定による申出時に予測す ることができなかった事実が生じたことにより 同条第3項の規定による変更(以下「第3項変 更」という。)をしなければ同項の職員の小学 校就学の始期に達するまでの子の養育に著しい 支障が生じると任命権者が認める事情とする。

(部分休業の承認の取消事由)

(部分休業の承認の取消事由)

第17条 育児休業法第19条第6項において準 第17条 第11条の規定は、部分休業について

準用する。

(瀬戸市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正)

第2条 瀬戸市職員の勤務時間、休暇等に関する条例 (平成7年瀬戸市条 例第3号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下 線で示すように改正する。

改正後

(介護休暇)

第15条 介護休暇は、職員が要介護者(配偶者 | 第15条 介護休暇は、職員が要介護者(配偶者 (届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情 にある者を含む。以下この項において同じ。) 、父母、子、配偶者の父母その他規則で定める 者(第16条の3第1項において「配偶者等」 という。)で負傷、疾病又は老齢により規則で 定める期間にわたり日常生活を営むのに支障が あるものをいう。以下同じ。) の介護をするた め、任命権者が、規則の定めるところにより、 職員の申出に基づき、要介護者の各々が当該介 護を必要とする一の継続する状態ごとに、3回 を超えず、かつ、通算して6月を超えない範囲 内で指定する期間(以下「指定期間」という。 ) 内において勤務しないことが相当であると認 められる場合における休暇とする。

2及び3 <省略>

(病気休暇、特別休暇、介護休暇及び介護時間 の承認)

第16条 <省略>

(妊娠、出産等についての申出をした職員等に 対する意向確認等)

改正前

(介護休暇)

(届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情 にある者を含む。以下この項において同じ。) 、父母、子、配偶者の父母その他規則で定める 者(第16条の2第1項において「配偶者等」 という。)で負傷、疾病又は老齢により規則で 定める期間にわたり日常生活を営むのに支障が あるものをいう。以下同じ。) の介護をするた め、任命権者が、規則の定めるところにより、 職員の申出に基づき、要介護者の各々が当該介 護を必要とする一の継続する状態ごとに、3回 を超えず、かつ、通算して6月を超えない範囲 内で指定する期間(以下「指定期間」という。 ) 内において勤務しないことが相当であると認 められる場合における休暇とする。

2及び3 <省略>

(病気休暇、特別休暇、介護休暇及び介護時間 の承認)

第16条 <省略>

- 第16条の2 任命権者は、瀬戸市職員の育児休 業に関する条例第18条第1項の措置を講ずる に当たっては、同条の規定による申出をした職 員(以下この項において「申出職員」という。 ) に対して、次に掲げる措置を講じなければな らない。
  - (1) 申出職員の仕事と育児との両立に資する制度又は措置(次号において「出生時両立支援制度等」という。) その他の事項を知らせるための措置
  - (2) 出生時両立支援制度等の請求、申告又は申 出(以下「請求等」という。) に係る申出職 員の意向を確認するための措置
  - (3) 瀬戸市職員の育児休業に関する条例第18 条第1項の規定による申出に係る子の心身の 状況又は育児に関する申出職員の家庭の状況 に起因して当該子の出生の日以後に発生し、 又は発生することが予想される職業生活と家 庭生活との両立の支障となる事情の改善に資 する事項に係る申出職員の意向を確認するた めの措置
- 2 任命権者は、3歳に満たない子を養育する職員(以下この項において「対象職員」という。) に対して、規則で定める期間内に、次に掲げる措置を講じなければならない。
  - (1) 対象職員の仕事と育児との両立に資する制度又は措置(次号において「育児期両立支援制度等」という。) その他の事項を知らせるための措置
  - (2) 育児期両立支援制度等の請求等に係る対象 職員の意向を確認するための措置
  - (3) 対象職員の3歳に満たない子の心身の状況 又は育児に関する対象職員の家庭の状況に起

因して発生し、又は発生することが予想され る職業生活と家庭生活との両立の支障となる 事情の改善に資する事項に係る対象職員の意 向を確認するための措置

3 任命権者は、第1項第3号又は前項第3号の 規定により意向を確認した事項の取扱いに当た っては、当該意向に配慮しなければならない。 (配偶者等が介護を必要とする状況に至った職 員に対する意向確認等)

第16条の3 任命権者は、職員が配偶者等が当 第16条の2 任命権者は、職員が配偶者等が当 該職員の介護を必要とする状況に至ったことを 申し出たときは、当該職員に対して、仕事と介 護との両立に資する制度又は措置(以下この条 及び次条において「介護両立支援制度等」とい う。) その他の事項を知らせるとともに、介護 両立支援制度等の請求等に係る当該職員の意向 を確認するための面談その他の措置を講じなけ ればならない。

2 <省略>

(勤務環境の整備に関する措置)

第16条の4 <省略>

(配偶者等が介護を必要とする状況に至った職 員に対する意向確認等)

該職員の介護を必要とする状況に至ったことを 申し出たときは、当該職員に対して、仕事と介 護との両立に資する制度又は措置(以下この条 及び次条において「介護両立支援制度等」とい う。) その他の事項を知らせるとともに、介護 両立支援制度等の申告、請求又は申出(次条に おいて「請求等」という。) に係る当該職員の 意向を確認するための面談その他の措置を講じ なければならない。

2 <省略>

(勤務環境の整備に関する措置)

第16条の3 <省略>

(瀬戸市職員の育児休業に係る給与等に関する条例の一部改正)

第3条 瀬戸市職員の育児休業に係る給与等に関する条例(昭和51年瀬 戸市条例第30号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下 線で示すように改正する。

改正後	改正前
(趣旨)	(趣旨)
第1条 この条例は、地方公務員の育児休業等に	第1条 この条例は 地方公務員の育児休業等に

関する法律(平成3年法律第110号。以下「 育児休業法」という。)第7条、第8条、第1 4条、第15条及び<u>第19条第5項</u>の規定に基 づき、育児休業をしている職員の給与等の取扱 いに関し必要な事項を定めるものとする。 関する法律(平成3年法律第110号。以下「 育児休業法」という。)第7条、第8条、第1 4条、第15条及び<u>第19条第2項</u>の規定に基 づき、育児休業をしている職員の給与等の取扱 いに関し必要な事項を定めるものとする。

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、公布の日から施行する。

(瀬戸市職員の育児休業に関する条例の一部改正に伴う経過措置)

第2条 地方公務員の育児休業等に関する法律(平成3年法律第110号)第19条第2項第2号に掲げる範囲内において、この条例の施行の日から令和8年3月31日までの間における部分休業の承認の請求をする場合におけるこの条例による改正後の瀬戸市職員の育児休業に関する条例第16条の4の規定の適用については、同条第1号中「77時間30分」とあるのは「38時間45分」と、同条第2号中「10」とあるのは「5」とする。